

諮問第九号

下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の徴収処分について、別紙のとおり審査請求があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十九条第四項の規定に基づき、諮問する。

平成二十六年九月九日提出

青森市長
鹿内博

審査請求書（下水道使用料5）

平成26年2月28日（金）

青森市長 鹿内 博 様

審査請求人 三国谷清一



下記のとおり審査請求をする。

記

1. 審査請求人の住所、氏名、年齢

住 所 青森市桜川4丁目8番2号

氏 名 三国谷清一

年 齢 64歳

2. 審査請求に係る処分

青森市公営企業管理者企業局長（以下「企業局長」という。）の平成26年1月29日（水）付け平成26年1月分下水道使用料納入通知書による処分。

3. 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

平成26年1月30日（木）

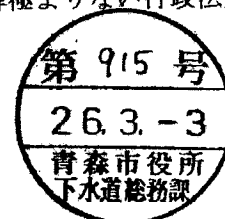
4. 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの決定を求める。

5. 審査請求の理由

企業局長による審査請求人に対する本件審査請求に係る下水道使用料通知処分は以下のとおり違法・不当である。

- (1) 審査請求人宛に、企業局長から納入期限を平成26年2月17日とする「水道料金・下水道使用料等納入通知書兼領収書（納付制）平成26年1月分」（25年12月26日から26年1月27日まで）（以下「本件通知書」という。）が平成26年1月30日に郵送されてきた。
- (2) 審査請求人は、貴職を管理者とする青森市公共下水道を使用しており、これが使用料を貴職に納付する義務を負うが、企業局長から下水道使用料を請求される謂われはない。
- (3) 貴職は下水道使用料の納入通知書の発行に係る事務を企業局長に委任していると主張しているが、もしそうなのであれば、その旨を公表し下水道使用者に知らしめるべきである。本件通知書にも貴職が企業局長に下水道使用料徴収事務を委任している旨の記載は一切無い。審査請求人は貴職が主張する両者の委任関係を知る術がない。
- (4) 複雑難解な行政法規とは無縁・無学な審査請求人は、私人と公、委任と委託、市長と企業局長との関係、下水道使用料対象経費、一般会計からの繰入基準等々の学術専門用語が理解できず、これら用語・下水道使用料の仕組み知りたく思い、青森市役所環境部下水道総務課の職員に、下水道法、地方自治法、地方財政法、民法等々下水道使用料に関連する法令について質問をし教示をお願いしたが回答はなかった。下水道使用料の仕組みが難しくて下水道総務課職員が分からなかったのか、それ以外の何らかの理由で教示を拒否したのか判然とはしないが、いずれにしても回答は得られなかった。
- (5) 貴職は、審査請求人の妄想だと笑うかもしれないが、難解極まりない行政法規に係



ることであり、貴職の職員からご教示頂けないこともあり、後で二重取りされるのではないか、貴職から別な請求書が送付されてくるのではないか、下水道使用料の算定は間違っているのではないか等々疑問が湧く。企業局長に下水道使用料を支払っても大丈夫なのか大いに不安になる。この様な疑問・不安抱くのは独り審査請求人だけではない。

(6) 下水道管理者である貴職及び環境部長らは、この様な下水道利用者からの制度の根幹にかかる疑問・質問に、全て企業局長に委任しているのだからと、一切回答しようとはしない。かような対応は不当の極みであり、行政にあるまじきことである。このような不当な状況の中で発行された本件通知書は何らの正当性を持たないものであり、本件審査請求に係る処分は無効である。

(7) 審査請求人は再三にわたり現行下水道使用料は原価を上回っており見直しすべきと主張しているが、貴職は何ら真剣に対応することなく、「適正な原価」とは、使用料で賄うべき汚水処理経費、即ち、施設の維持管理費や公債費(市債償還費)がこれに相当する」とトンチンカンな回答をしている。適正な原価の定義に疑問が無いわけではないが、それよりもなりよりも、審査請求人が問題視しているのは「施設の維持管理費がいくらなのか」「公債費(市債償還費)がいくらなのか」である。この金額を明らかにしないままに、現行の下水道使用料は適正であるというのは、何の説明にもなっていない。よしんば適正原価の定義・数式が正しくとも、それに代入する数字・金額が間違っていれば、その結論である適正原価の金額・下水道使用料単価は間違ったものである。なればこそ代入する金額の確からしさを検証するために下水道使用料の収支を明らかにされたいと請願しても取り合ってくれない。かように、現行下水道使用料が正しいものであることが何ら立証されないままに差押え・換価処分の強制力を持つ下水道使用料請求をすることは違法不当である。本件審査請求に係る処分は無効である。

(8) 貴職は審査請求人が下水道使用料の適正化を求める方法、下水道使用料徴収方法、受益者負担金の考え方等々青森市の下水道行政の誤りを正す方法の教示を求めるも一切無視し何らの教示をしないことは不当であり本件審査請求に係る処分は無効である。更にまた、本件通知書には審査請求に関する教示について何ら記載されておらず違法であり、本件審査請求に係る処分は無効である。

6. 処分庁の教示

不服申し立てに関する教示はありませんでした。

7. 行政不服審査法第25条第1項但し書きの規定による口頭の意見陳述の申立て

行政不服審査法第25条第1項但し書きの規定により口頭の意見陳述を申立てる。